

<医療情報取得加算>

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として使用できるオンライン資格確認を行っております。オンライン資格確認システムを利用し患者さまが同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定検診の情報等を活用して診療することができます。上記体制の整備に伴いまして初診再診時に全ての方に「医療情報取得加算(1点)」を算定致します。

このみクリニック

院長 田中 耕一